

火入許可申請と許可基準

◆火入許可申請について

火入れを行うには許可が必要となりますので、市役所農業支援課へ申請をして下さい。申請から実際に火入れを行うまでは、次のとおりになります。

1. 申請（市条例施行規則第2条第1項、第2項）

火入れの予定期間初日の7日前までに、火入許可申請書及び必要となる添付書類を市役所農業支援課へ提出してください。

必要書類	様式	記入要領など
火入許可申請書 (様式第1号)	定型書式あり (DLもしくは 農業支援課)	
見取り図		火入地及びその周辺の 現況並びに防火設備の 位置を明記
承諾書	定型書式あり (DLもしくは 農業支援課)	火入地が申請者以外の 者が所有、又は管理す る土地であるとき
その他市長が必要 と認める書類		

2. 許可証の交付（市条例施行規則第3条）

許可基準に基づき内容を審査の上、基準を満たしている場合には市役所農業支援課より火入許可証が交付されます。

3. 火入れの通知（市条例第7条）

火入れの許可を受けた者は、火入れを行う前日までに市役所農業支援課（0532-51-2474）へ通知してください。また、火入れの場所及び日時を下記消防署のうち、火入地の所管となる署へ届出し、指導をうけてください。

記

中消防署 TEL:0532-52-0119

南消防署 TEL:0532-46-0119

4. 火入責任者の義務（市条例第8条）

火入責任者は、火入れに際し火入許可証を携帯し、直接火入れの指揮監督をして下さい。

◆火入れの許可基準について

火入れの許可を受けるためには、次の許可基準を満たす必要があります。

項 目	基 準
火入れの目的 (森林法第 21 条第 2 項)	造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑又は採草地の改良
火入れの許可対象期間 (市条例第 5 条)	1 件につき 10 日以内。
火入れの対象面積 (市条例第 6 条)	1 件につき 2ha をこえない。
防火帯の設置 (市条例第 9 条第 1 項、第 2 項) (市条例施行規則第 4 条)	防火帯の幅員は 5m 以上。(中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにする。) 河川、池沼、溝、せき等防火帯と同等の効果が認められるもの。
火入れ従事者数 (市条例施行規則第 5 条)	1 回の火入れ面積が 0.5ha 以下の場合 → 5 人以上 1 回の火入れ面積が 0.5ha をこえるの場合 → 5 人に 0.5ha をこえる毎に 5 人を加えて得た人数以上
消火に必要な器具 (市条例施行規則第 6 条)	のこぎり、なた、かま、くわ、スコップ、火たたき、ぬれむしろ、バケツ、チェーンソー、刈払機等
火入れ方法 (市条例第 11 条、12 条)	風速、湿度等からみて延焼のおそれのない日を選ぶ。できうる限り小区画ごとに風下から行う。日の出後に着手し、日没までに終える。強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令された場合、火入れを行ってはならない。火入れ中に、風等によって延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。